

新 旧 対 照 表

新

高知県通訳案内士法施行細則(抜粋)

本則

(健康診断書)

第2条 省令第16条第2項第1号(省令第36条において準用する場合を含む。)に掲げる健康診断書は、次に掲げる事項を記載した医師の診断書でなければならない。

旧

高知県通訳案内士法施行細則(抜粋)

本則

(健康診断書)

第2条 省令第16条第2項第1号(省令第37条において準用する場合を含む。)に掲げる健康診断書は、次に掲げる事項を記載した医師の診断書でなければならない。